

○後藤守議長 日程第1，一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

なお，一般質問につきましては再質問以降の質問は質問席で，答弁は自席で発言する一問一答といたします。また，発言時間は質問，答弁を合わせて60分，執行機関には質問の数値や趣旨を確認するための反問権を認めますので，あらかじめ申し添えます。

2番藤田謙二議員の発言を許します。

〔2番 藤田謙二議員 登壇〕

○2番（藤田謙二議員） おはようございます。2番，藤田謙二でございます。ただいま議長より発言のお許しをいただきましたので，通告順に従いまして，一般質問をさせていただきます。

まず冒頭，先般実施されました市長選挙において，無投票での再選を果たされました大久保市長におかれましては，3期目となるこれからの4年間もぜひトップリーダーとして，市長の掲げる，住んでよかったと感じてもらえるまちづくりに向けた市政のかじ取りに期待を申し上げたいと思います。自分もこの愛する常陸太田が，住みたい，住んでよかった，住み続けたいと思えるまちにみんなで作っていききたい，そんな思いで活動しており，まさに目指すべき方向は同じであります。今後も議会の一員として不安を安心に，不満を満足に，不信を信頼にと不を取り除くといった政治行政の役割を十分に認識しながら，しっかりと取り組んでまいりたいと考えています。

それでは，質問に入ります。今回は定期的に開催している公聴会において，市民の皆さんから寄せられた市政のご意見も含め，3項目16件について質問をさせていただきます。

まず1つ目，除染対策についてでございます。

東日本大震災による福島第1原発事故から2年3カ月が経過しました。今年4月には，市内の被害状況や復旧復興に向けた取り組みなどを写真や資料でわかりやすくまとめた，東日本大震災常陸太田市の記録「元気を出して一歩ずつ前へ！」が発刊されるなど，学校を初めとする公共施設や道路，橋梁などの復興工事も順調に進められ，震災前の生活に戻りつつあるように感じています。また，放射性物質の飛散による農畜産物への影響についても，実質被害も含めた懸念されていました風評被害についても，徐々に収束の方向へと向かっているようにも感じています。

そのような中，市内でもプラトーさとみ施設周辺の一部が国の定める除染対象区域に指定され，現在除染作業が進められています。先日，文教民生委員会でも現地調査に伺い，その状況を視察してきましたが，改めて除染対策の取り組みについて質問をさせていただきます。

まず1として，今回の除染対象の区域についてお伺いいたします。

2として，区域指定の条件についてどのような基準で指定に至ったのか，お伺いいたします。

3として，具体的にどのような方法で除染を行っているのかについてお伺いいたします。

4として，除去された土壌等についてはどのように，またどこの場所に保管されているのか，お伺いいたします。

5として，除染前の数値を，除染後どれくらいの数値まで下げることが目標となっているのか，お伺いいたします。

6として，これまでの進捗状況について，11日の本会議においても市長から一部報告があり

ましたが、除染終了予定時期とあわせて改めてお伺いいたします。

次に、プラトーさとみの施設再開についてでございます。プラトーさとみは、高原リゾートの爽やかな気分を味わいながら、夜は天然のプラネタリウムが楽しめる市内屈指の観光リゾート施設として、これまでも夏季の繁忙期を中心に人気を集め、一日も早い再開が待ち望まれています。震災以降、残念ながら閉鎖状態が続いているわけですが、1として本館やキャビンなどの宿泊施設ほか、バーベキューハウスなど関連施設の再開に向けた修繕状況についてお伺いいたします。

2として、除染の進捗状況にもかかわってくると思いますが、再開の時期など今後の見通しについてお伺いいたします。

3として、スタッフやPRなど再開に向けた今後の取り組みについてお伺いいたします。

2つ目は、学校給食についてでございます。近年、子どもの食物アレルギーが急増しています。全国では小中高生の3%に当たる33万人が、実に子どもの7人に1人がアレルギーを持っているとのことで、3歳児で見れば10年間で倍増しているそうであります。また、あわせてアレルギーによる事故も年々増加しており、学校給食では平成17年度の160件から、23年度は311件にも増えているということであります。一方、アレルギー事故は外食や学校給食が多いように思われがちですが、実際には55%が自宅で起きており、レストランなどが21%、友達や親戚の家が18%、学校が8%といった状況だそうであります。

そのような中、昨年12月、東京・調布市の小学校で乳製品アレルギーの5年生の女子児童が、給食に含まれていた粉チーズによるショックで死亡した事故は記憶に新しいと思います。この事故は、除去食が用意されているなどの万全な対応がとられていたにもかかわらず、担任の不注意でおかわりを与えてしまったことが招いた人的なミスでありました。

前述したように、全体の割合から見ると学校での事故は8%と意外にも低いようでありますが、学校給食のアレルギー対策については学校、保護者、友達同士の相互理解と協力のもと、万全を期さなければなりません。そこで、本市における対策がどのようになっているのか。

1として、食物アレルギーのある児童生徒の把握についてどのように行っているのか、お伺いいたします。

2として、食物アレルギーのある児童生徒への対応について、除去食や代替食などどのような対応をとっているのか、お伺いいたします。

3として、現在学校や教職員により対応の格差が生じないように、学校給食アレルギー対応マニュアル等は作成されているのか、お伺いいたします。

4として、万が一アナフィラキシーの症状が発生した際の対処方法など、教職員の研修について十分に行われているのか、お伺いいたします。

5として、アレルギーのある児童生徒が違う給食を食べることなどでいじめなどが発生しないように、一般の児童生徒に対しても、食育の一環としてどのように指導、対応されているのか、お伺いいたします。

3つ目は、ごみ対策についてでございます。昨年8月より、市民の皆さんのご理解とご協力のもと、資源ごみの分別収集がスタートし、はや10カ月が経過しました。スタート時は新たな取

り組みへの戸惑いなどから、各町内においてもいろんな問題が生じたようでありましたが、今では大分スムーズに行われるようになってきたと感じています。

当初ごみ処理費用を10%、金額にして1億2,000万円の削減、1世帯当りに換算しますと6,000円の削減ということになるわけですが、リサイクル率として30%を目指すといった目標を掲げておられました。現況におけるごみ処理費用、1世帯換算も含めまして、またリサイクル率などどのような成果につながっているのか、お伺いいたします。また、ごみ処理手数料についてですが、ごみ処理券や指定ごみ袋など、取扱所の指定を受けた業者への委託料の支払い方法についてお伺いいたします。

以上16件についてお伺いいたしまして、私の1回目の質問を終わります。答弁のほどよろしくお伺いいたします。

○後藤守議長 答弁を求めます。市民生活部長。

〔荻津一成市民生活部長 登壇〕

○荻津一成市民生活部長 除染対策について及びごみ対策についてのご質問にお答えいたします。

初めに、除染対策の取り組みについてでございますけれども、1点目の除染対象区域につきましては、平成24年1月に全面施行された放射性物質汚染対処特別措置法に基づき、平成24年4月に策定した市除染実施計画において、里川町の山間地域を区域指定し、市が除染を実施する対象として、プラトーさとみ及び周辺施設と、里川集落からプラトーさとみ及び根古屋地区までの市道の一部を指定しております。

2点目の除染対象区域の指定基準につきましては、特別措置法に基づく基本方針で、東京電力福島第1原子力発電所事故後の市民の追加被曝線量が年間1ミリシーベルト以上、置きかえますと、地上1メートルの高さで放射線量率が毎時0.23マイクロシーベルト以上の区域が指定の条件となっております。このことから、区域の指定に当たりましては、平成23年11月に市内全域の公共施設等の放射線量率を測定し、その結果から毎時0.23マイクロシーベルト以上の放射線量率が確認された地域を、市除染実施計画で指定いたしましたところでございます。

3点目の除染方法につきましては、除染実施箇所の詳細な放射線量率マップを作成し、国の示す除染関係ガイドラインに従い実施しております。プラトーさとみ及び周辺施設につきましては、除草、枝打ち、表土の除去、土による被覆等を実施し、十分な放射線量率の低減が認められない箇所につきましては木の伐採を行い、放射線量率の低減に努めております。市道につきましては、側溝の清掃等のほか、隣接する森林の除草、落ち葉の除去、枝打ち等を実施しております。なおこれらの除染は国の100%補助で実施しておりますけれども、木の伐採につきましては、国の補助対象とならないため、市単独事業で実施しております。

4点目の除去土壌等の保管につきましては、国が最終的な処理方針を示すまでの間、国から借り受けたプラトーさとみに隣接する国有林に仮置き場を設置し、専用の袋に入れて埋設、保管することとしております。保管に当たりましては、水分の流出を防ぐため、専用の袋でございます防水用内袋つきの耐候性大型土のうに入れ、上下を遮水シートで覆うとともに、除去土壌から発せられる放射線量をほぼ全て遮蔽することができる、厚さ30センチの土による被覆を行うなど

安全の確保に万全を期した保管方法をとっております。

5点目の数値目標につきましては、市除染実施計画において、平成25年8月までに市民の追加被曝線量を年間1ミリシーベルト以下にすることとし、除染対象区域のプラトーさとみ及び周辺施設と市道につきましては、毎時0.23マイクロシーベルト以下にすることを目標としております。しかしながら、対象区域全てにおいて目標を達成することは困難であることから、プラトーさとみ利用者の滞在期間は短く限られた時間であることを踏まえ、プラトーさとみに最も長く滞在する従業員の追加被曝線量が年間1ミリシーベルト以下となる数値を算出し、毎時0.71マイクロシーベルト以下にすることを最低目標としております。プラトーさとみ及び周辺施設における放射線量率は、除染前が15地点の平均で毎時1.36マイクロシーベルトでありましたが、除染後には毎時0.21から0.63マイクロシーベルトとなり、平均で毎時0.35マイクロシーベルトとなっており、74.3%の低減が図られております。

6点目の除染の進捗状況につきましては、プラトーさとみ及び周辺施設の除染が終了し、現在は仮置き場の造成と除去土壌等の仮置き場への搬入作業、プラトーさとみにつながる市道の除染作業を行っており、7月10日終了予定で進めております。

次に、ごみ対策についての中のごみ資源ごみの分別収集についてのご質問にお答えいたします。資源ごみの分別収集につきましては、昨年8月よりごみの減量化と資源化を図るために、家庭などからの一般廃棄物ごみを従来の分別から細分化し23分別として、市民のご協力をいただきながら行っております。

この取り組みに係るごみ処理費用及びリサイクル率に関する成果でございますけれども、まずごみの処理費用につきましては、23分別収集の始まった平成24年度のごみの処理に係る実質収支総額は10億8,349万2,000円で、1世帯当たり換算しますと、年間処理費用は5万4,675円です。ちなみに、平成23年度の実質収支総額は10億6,869万円、1世帯当たりの年間処理費用5万3,969円、平成22年度の実質収支総額10億9,490万円、1世帯当たりの年間処理費用は5万5,295円でございます。

1世帯当たりの年間処理費用を各年度比較しますと、平成24年度は平成23年度に対し706円の増となっております。この要因は、収入として計上しているごみ袋の販売代金や資源物の売り払い額が減少したことにより、実質収支総額を押し上げ、1世帯当たりの年間処理費用が増加したものでございます。平成22年度に対しては620円の減となっております。

次に、リサイクル率でございますけれども、平成22年度から平成24年度の3年間の、ごみの23分別化が始まりました8月から翌年3月までの同時期の実績対比で申し上げますと、平成22年度のリサイクル資源量は約1,160トン、搬入量に対する資源化率は11.03%であります。平成23年度のリサイクル資源量は約1,276トン、資源化率は11.55%であります。なお、平成23年度のリサイクル資源量の伸びは震災時に出された陶器やガラス、さらにはアルミ缶・プレス類の増加によるものでございます。平成24年度のリサイクル資源量は約1,411トンで、搬入量に対する資源化率は12.67%となっており、わずかでございますけれども前年度対比1.12%の増加でございます。これは新聞・雑誌類、段ボール等の増加によるものでござい

ます。

リサイクル率につきましては、まだまだ目標の数値に及びません。しかし少しでも目標に近づけるよう、今後もさらなるごみの減量化、資源化の推進に向け、十分な対応に努め、市民の協力をいただきながら取り組んでまいりたいと思います。

続きまして、ごみ処理手数料についてのご質問にお答えいたします。ごみ処理券並びに指定ごみ袋のごみ袋取扱所への委託料の支払い方法についてでございますが、ごみ袋等の販売につきましては、平成13年より、ごみ袋等の取扱所として市内外の店舗と委託業務契約を締結いたしまして、現在は市内186店舗、市外9店舗、合わせて195店舗にごみ袋等の販売をお願いしているところでございます。販売委託料につきましては、市からごみ袋取扱所にごみ袋等を納品した金額の15%を、各取扱所の指定する金融機関の口座へ振り込む方法をとっております。

具体的には、取扱所からの依頼によりごみ袋を配達し、その際に代金を受け取り、翌月に取扱所が指定した金融機関の口座へ販売委託料を振り込んでおります。なお、ごみ袋等の納品量が大量で現金での取り扱いを行わない大型店などの場合には、2連式納付書により代金を請求し、代金が納入されたことを確認した後、その翌月の末日までに販売委託料を取扱所の指定する金融機関の口座へ振り込んでおります。なお、ごみ袋取扱所がごみ袋の代金を市に振り込む際の振込手数料につきましては、市発行の2連式納付書を使用すれば発生することがないことになっております。

以上でございます。

○後藤守議長 産業部長。

〔樫村浩治産業部長 登壇〕

○樫村浩治産業部長 除染対策についてのご質問の中で、プラトーさとみの再開についてのご質問にお答えをいたします。

プラトーさとみは、東日本大震災による被害及び東京電力福島第1原発の事故による放射性物質の影響を受け、2年間の閉鎖を余儀なくされました。市の除染計画を平成24年1月に策定し、その計画によりプラトーさとみ周辺及び市道を除染することとなり、除染作業はプラトーさとみの再開を優先するため、本館周辺から開始いたしました。また、本館の復旧工事も24年度完了を目指し、進めてきたところでございます。

1点目の施設の修繕状況についてでございますが、本館復旧工事は玄関、浴室、壁、駐車場、外構、そして電気設備その他補修工事を実施し、本年3月に終了いたしました。現在、水道設備の修繕に取りかかっているところで、6月17日に完了を予定しております。本館及びバーベキューハウスなどの施設は水道を使用することができ次第、清掃、消毒等を実施し、再開に向けて準備を進めてまいります。

また、大型キャビンは本館の除染を優先した関係から、繁忙期を過ぎた後、修繕工事をし、使用を再開してまいります。さらに、小型キャビンにつきましては、外壁木材の腐食、老朽化が著しいことから、時期を見て本年度中に解体の予定でございます。展望風車につきましても老朽化が見られ、改修か解体については、今後検討をしていく予定でございます。

2点目の再開の時期でございますが、今後の見通しについては7月20日に再開する予定で準備を進めており、早急に受け付けを開始してまいります。

3点目の再開に向けた取り組みについてですが、除染工事をした結果、除染計画に基づく基準値以下となり再開が可能となったことから、現在職員などの採用を進めており、再開に向けた体制を整えているところでございます。また、2年間の空白を埋めるための風評被害の払拭に向けて、PRの必要性を痛感しているところでございます。

特に、この牧場は関東でも最大級の敷地面積を持つ牧場で、乳牛や和牛が放牧され、遠くには日光連山、那須連峰が望めるほか、時には富士山が見えるなど大変風光明媚で、珍しい植物や山地性の鳥類も見られ、自然環境豊かなところでございます。これまでご利用いただきました多くの皆様へのダイレクトメールや、マスコミ等への積極的な投げ込み、そしてホームページ等による全体的なPR活動を進め、力強く一步を踏み出してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○後藤守議長 教育長。

[中原一博教育長 登壇]

○中原一博教育長 学校給食のアレルギー対策についてお答えいたします。

まず、食物アレルギーのある児童生徒の把握についてでございますが、食物アレルギーのある児童生徒につきましては、毎年、年度初めに児童生徒の健康調査の一環としてアレルギーの有無について調査をし、保護者からの回答に基づいてアレルギーの種類、症状等を把握しております。今年度は小学校で4.9%、119名、中学校で5.0%、73名の児童生徒の保護者から食物アレルギーがあるという回答を得ております。このうち、医者の診断を受けている小学生は2.1%、50人、中学生は1.1%、16人であります。この中で、重篤なアレルギー症状に陥る可能性があり、その際アドレナリン、自己注射薬であるエピペンの投与を必要とする児童生徒は、6月1日現在で4名おります。

次に、食物アレルギーのある児童生徒への除去食や代替食などの対応についてお答えいたします。市給食センターにおいては、除去食や代替食などの対応は行っておりません。アレルギーは個々によってさまざまであることから、食物アレルギーのある児童生徒への情報提供として、学校給食の原材料を詳細に記したアレルギー食品対象表や食物アレルゲンチェックリストを、学校と家庭に事前に配布しております。それらをもとに、保護者や担任などの指示もしくは児童生徒自身で、学校給食から原因食品を除去しながら食べる対策をとっております。また、食べられない献立の場合には、保護者の判断で代替食を各家庭から持参する児童生徒もおります。

次に、学校給食アレルギー対応マニュアルについてお答えいたします。市教育委員会としましては、食物アレルギーの症状が見られた場合の緊急対応マニュアル例を示し、各学校の児童生徒の食物アレルギーの程度や症状、対応など、実態に応じて個別に作成するよう指導しております。各学校では児童生徒の実態に応じた個別の緊急対応マニュアルを作成し、全職員で共通理解を図った上で、食物アレルギーによる症状発生に対応できるようにしておるところでございます。

次に、教職員の研修についてお答えいたします。市教育委員会としましては、食物アレルギー

に対する正しい認識と緊急対応について周知を図るため、今年度4月24日に市内全幼稚園、保育園の関係者、及び小中学校の教頭と養護教諭を対象とした研修会を実施したところでございます。その後、各幼稚園及び学校では園内、校内研修を実施し、市研修会での研修内容を伝達するとともに、園内、校内の食物アレルギーのある幼児、児童生徒について共通理解を図り、それぞれの実態に応じた緊急対応を確認しております。

今後はさらに、8月2日に市教育会学校健康教育研究部による食物アレルギーに関する専門医による研修会も予定しております。また、さまざまな機会を捉えた各園及び学校内での研修を通して、食物アレルギーの症状、発生時に全ての教職員等が対応できるよう、万全の態勢を整えているところであります。

一般の児童生徒への指導対応につきましては、食物アレルギーのある児童生徒に対して、他の児童生徒が対応を不審に思ったり、いじめのきっかけにならないよう、十分に配慮する必要があります。毎日の給食においてアレルギーの原因となる食品を除去することへの理解など、給食当番や学級の児童生徒の協力も重要であります。食物アレルギーが時として命にかかわる疾患であることも含めて、今後とも担任や栄養教諭等による食育の指導を通して、一般の児童生徒に正しく理解させるとともに、一人ひとりを大切に作る学級づくりを推進してまいります。

食物アレルギーは小さいころから少しずつ形成されたり、何ともないと思われた幼児、児童生徒に突然発症したりすることもあります。したがって、未然防止を図るため、各幼稚園、保育園及び学校においては、危機意識を持って食物アレルギーの事故を想定した不測の事態に備えておくことが必要でありますので、教職員等の研修を一層充実させ、この食物アレルギーに対する理解を深めてまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、食物アレルギーは医師による適切な指導のもとに対応していかなければなりません。そのため、今後とも保護者との連携を密にするとともに、校医からの指導を受けながら実態把握を含め、一人ひとりに適切な対応ができるようにして、安全で安心な学校給食の実施に努めてまいります。

○後藤守議長 藤田議員。

〔2番 藤田謙二議員 質問者席へ〕

○2番（藤田謙二議員） ただいまは、各項目ごとに答弁をいただきありがとうございます。

それでは、2回目の質問をさせていただきます。大項目1の（1）①の除染対象区域、及び2の区域指定の条件については理解をいたしました。3の除染方法についてですが、施設周辺については理解しましたが、プラトーさとみ本館やその他関連施設等、例えば屋根や外壁など建物自体への除染は今回必要なかったのか、お伺いをしたいと思います。

○後藤守議長 答弁を求めます。市民生活部長。

○荻津一成市民生活部長 屋根や外壁など建物自体の除染につきましては、除染前に建物自体から発せられる放射線量率を測定したところ、全ての箇所において毎時0.23マイクロシーベルト以下であったことから、国などとの協議の結果、除染の必要がないと判断したものでございます。

○後藤守議長 藤田議員。

○2番(藤田謙二議員) わかりました。

それでは次に、市道に隣接する森林の除草、落ち葉の除去、枝打ちなどを実施しているということでありましたが、具体的に隣接というのは、市道からどれくらいの距離を対象にしているのかをお伺いしたいと思います。

○後藤守議長 答弁を求めます。市民生活部長。

○荻津一成市民生活部長 市道に隣接する森林の除染範囲につきましては、国が示す除染関係ガイドラインがございまして、市道等の生活圏から20メートルまでとされております。したがって、当市道につきましては試験除染を5カ所行いまして、放射線量を測定し、その結果に応じて市道から10メートルと20メートルの除染範囲を決定して、現在実施しているところでございます。

○後藤守議長 藤田議員。

○2番(藤田謙二議員) それでは次に、4の除去土壌等の保管についてですが、仮置き場に万全を期して保管されているということですが、参考までに、仮置き場の厚さ30センチの土による被覆を行った場所の放射線量率は現在どのぐらいの数値になっているのか、お伺いをいたします。

○後藤守議長 答弁を求めます。市民生活部長。

○荻津一成市民生活部長 仮置き場の厚さ30センチメートルの土による被覆を行った場所の放射線量率につきましては、現在除去土壌等の搬入作業を行っております。このことから、覆土を施工した後に測定する予定でございます。この作業につきましては、除去土壌等が入った専用の袋を地下に埋設するために、掘り下げた場所に遮水シートを敷きまして、さらにその上に保護土を敷き、そこに除去土壌の入った専用の袋を並べ、さらにその上に薄く盛土して表面を平らにして、遮水シートをかぶせて、さらにその上に高さ30センチメートルの覆土を行うものでございます。現在はこの作業が終了しておりません。そういったことで、測定する段階に至っていない状況でございます。

○後藤守議長 藤田議員。

○2番(藤田謙二議員) わかりました。ぜひ覆土施工後の測定結果も公表いただきますよう、お願いをしたいと思います。

次に、仮置き場ということですが、将来的には別の場所に移動する可能性があるということに理解をしてよろしいのか。さらには、専用の耐候性の土のう袋を使用しているということにありますけれども、その耐久性についてお伺いをしたいと思います。

○後藤守議長 答弁を求めます。市民生活部長。

○荻津一成市民生活部長 まず、除去土壌等の仮置き場からの移動の可能性につきましては、現在、国が除去土壌等の処分方法について実証実験を行っております。その実験結果によりまして、処分方針が示される予定でございます。したがって、その方針に基づき現地での保管、処分、または保管場所の移動を行うこととなっております。

さらに、耐候性土のう袋の耐久性につきましては、屋外での紫外線劣化試験において5年が保

証されております。今回の利用方法は地下埋設の場合ですので、さらに耐久性が増すことが考えられます。

○後藤守議長 藤田議員。

○2番（藤田謙二議員） わかりました。

次に、この目標の数値についてなんですが、最低目標値とした市独自の算出基準に伴う毎時0.71マイクロシーベルトの数値ということでありましたけれども、もう少し詳しくその算出方法についてお伺いいたします。

○後藤守議長 答弁を求めます。市民生活部長。

○荻津一成市民生活部長 毎時0.71マイクロシーベルトの算出方法につきましては、プラトーさとみに最も長く滞在する従業員の被曝線量を年間1ミリシーベルト以下にするために、原子力事故前でございます平成22年度の従業員の平均勤務日数259日、1日平均勤務時間9時間と、従業員の帰宅後の被曝線量を想定した、里美支所の所在地である大中町内での放射線量率測定値、毎時0.11マイクロシーベルトを用いて算出したものでございます。

○後藤守議長 藤田議員。

○2番（藤田謙二議員） わかりました。

次に、進捗状況についてですけれども、こちらのほうは理解をいたしました。先ほどもお話ししましたように、先月5月23日に文教民生委員会メンバーにて現地調査に伺いまして、現在の除染作業について視察をしてきた際に、実際に我々も行く先々で測定器を使って放射線量を計測するなど、その安全性については確認してきたところであります。現在のところ7月10日には、昨年9月から開始された約10カ月に及ぶ除染の全作業が終了するというところで、大変喜ばしい限りでありますけれども、市民の間では、今回答弁いただいたようなこれまでの経過や進捗状況についてほとんどの方がわからないというのが現状であり、不安や心配も今もなお続いていることと思います。

そこで、ぜひできるだけ早くそんな不安を払拭する意味でも、一連の除染作業の結果を公表していただきたいと望みますけれども、今後除染状況についての安全性をどのように告知していくのか、お考えをお伺いいたします。

○後藤守議長 答弁を求めます。市民生活部長。

○荻津一成市民生活部長 除染後の安全性の告知につきましては、除染終了後に、除染実施箇所や仮置き場の放射線量率の測定結果を、市の広報紙やホームページなどで公表する予定でございます。また、その後におきましても、国の除染関係ガイドラインに従いまして、定期的に事後モニタリングを実施しまして、その結果を公表していく予定でございます。

○後藤守議長 藤田議員。

○2番（藤田謙二議員） わかりました。なかなか数値や文章だけでは伝わりにくいケースもありますので、ホームページなどを活用の際には、可能な限りで伐採など除染状況の画像なども掲載されるとわかりやすくなると思いますので、ご検討いただきますようお願いをいたしまして、除染対策の取り組みについては終了いたします。

次に、2番のプラトーさとみの再開についてですが、①の各施設の修繕状況については理解いたしました。そこで、小型キャビンは解体予定ということでありましたが、その要因については外壁木材の腐食及び老朽化ということで、東日本大震災が直接的な原因ではないということによるのか、確認のためにちょっとお伺いをしたいと思います。

○後藤守議長 答弁を求めます。産業部長。

○樫村浩治産業部長 ご指摘のとおり、小型キャビンの解体については震災によるものではございません。小型キャビンは平成2年から4年度にかけて2棟ずつ整備をしてきたものでございます。県産材を使用した木造建築でありまして、二十数年、風雨にさらされ、経年劣化による腐食及び老朽化が大変著しくなってきたことによるものでございます。原因といたしましては、この地域は6月から8月にかけて特に湿度が高く、県内でも降水量の多いところでございます。このため、腐食が進んでしまったものと推測をしているところでございます。

○後藤守議長 藤田議員。

○2番（藤田謙二議員） わかりました。

それでは、次の2の再開時期についてですが、7月20日土曜日に再開予定で準備を進めているということでありますが、昨日の茨城新聞記事にプラトーさとみの再開に関する一連の記事が掲載されておりまして、その中でレストランを先行して営業を再開するとの内容が報じられていますが、宿泊施設等は後からということになるのでしょうか。お伺いいたします。

○後藤守議長 答弁を求めます。産業部長。

○樫村浩治産業部長 ご質問の新聞記事についてでございますが、レストランを含む本館を先行して営業するというところでございます。宿泊につきましても同時に行うということでございますので、ご理解をいただきたいと存じます。

○後藤守議長 藤田議員。

○2番（藤田謙二議員） わかりました。年間の中でも夏休みという繁忙期に再オープンできるということは、絶好のチャンスであると思います。そして、一般的には夏休みの予定というのは休みに入ってから決められるのではなくて、休みに入る前にあらかじめスケジュールを立てている方のほうが多いと思いますので、ぜひこの2年間閉鎖を余儀なくされた悔しさを晴らす意味でも、また今回最高の時期に順調な再スタートを切るためにも、このオープンまでの残された約1カ月というのが非常に重要になってきますので、宿泊などの予約もオープン後すぐに稼働できるように、万全の態勢を整えていただきたいというふうに要望いたします。

続いて、3の再開に向けた取り組みについては、まさに答弁いただいたように、プラトーさとみならではの魅力を放射線量の安全性とあわせて、これまで以上にPRしていかなければなりません。昨年、朝市の会場で農作物の安全宣言を行ったように、今回もプラトーさとみの安全宣言なるイベントを実施したり、予約や問い合わせが来るのを待つといった受け身の態勢ではなくて、こちらから積極的にPRをして予約をつかむといった攻めの姿勢で、ぜひ売り込んでほしいと考えています。市内はもちろんですが、県内のPRのために新聞とかラジオ、地域テレビなど多くのメディアにアピールして取り上げてもらうなど、セールス力に期待をしています。

例えば「復興支援にプラトールへ」とか、インパクトあるキャッチコピーでありましたり、復興祭などのイベントも必要になってくるかと思えます。また夏休み期間中に、まずは市の職員が率先して施設を利用してみるといった姿勢も大切になってくると感じています。ぜひ担当の部署のみでなく、職員の英知を結集して、プラトールさとみの復興支援に臨んでいただきたいと思います。

次に、大項目2の学校給食のアレルギーについてであります。①の食物アレルギーのある児童生徒の把握については理解をいたしました。本市においてもアレルギーを持つ子どもが増えていくことを改めて認識したところでありますが、年齢とともに対象となっていた食品が食べられるようになったり、逆に対象食品が増えてしまったりといった症状の変化も考えられますので、今後も毎年しっかりと、進級時ごとに実態の把握を続けていっていただきたいと考えます。

2の食物アレルギーのある児童生徒への対応についても理解をいたしました。そこで参考までに、現在の原因食品を除去しながら食べるという対策をとられている中で、これまでに何らかの事故の報告というのはあったのかどうか、お伺いをいたします。

○後藤守議長 答弁を求めます。教育長。

○中原一博教育長 事故の報告についてお答えいたします。現在、食物アレルギーのある児童生徒のうち、昨年度小学校で1件でありますけれども、給食後にアレルギー症状が出た事案が報告されました。事前に保護者と何度も面談し、対応等について話し合いをしておりましたので、適切な対応がされたところでございます。現在も保護者との面談を継続的に行いながら、さらに学級の他の児童にもこの児童のアレルギーについて具体的に伝え、担任とともに適切に対応しているところであります。今後とも食物アレルギーのある児童生徒一人ひとりについての状況や対応についてしっかりと捉え、事故の未然防止に努めてまいりたいと考えております。

○後藤守議長 藤田議員。

○2番（藤田謙二議員） 幸い大事に至らなかったということですので、現場での対応がしっかりと図られたという一例であると思われませんが、調布の事故もちょっとした不注意から起こってしまった事例でありますので、ぜひ今後も引き続き適切な指導、対応に努めていただきたいと思います。

3の対応マニュアル、4の教職員の研修については、緊急対応マニュアルに加え、生徒の実態に応じた個別のマニュアルまで作成済みということで、研修についても市全体及び学校ごとに実施の上、万全の態勢を整えているということで、安心をいたしました。その上でやはり大切なのは、全職員の共通理解といざというときの確かな判断及び迅速な対応でありますので、引き続き不測の事態にしっかりと備えていっていただきたいと思えます。

5の一般の児童生徒への指導、対応については、答弁いただいたように、いじめにつながったり、ちょっとしたいたずらが思わぬ事故につながる危険性も秘めていますので、食育の一環として、食物アレルギーの知識と理解を十分に指導していただきたいと思います。学校給食についてはこれまでの地産地消の推進も含め、今回のアレルギー対策に至るまで、子育て世代の若者の定住を促進する上でもとても大切な要因の1つであると感じています。どうか今後も安心で

安全なおいしい学校給食の提供に努めていただきたいと願うと同時に、アレルギー対策などの現況についてもPTAなどの関係者のみならず、入園・入学を控えている保護者や市民の皆さんへも伝えることによって、より一層の安心感や若者定住促進にもよい影響をもたらすものと思いますので、ぜひ広く周知いただけますよう要望いたしまして、学校給食のアレルギー対策については終わりにいたします。

大項目3の(1)①については、現況理解いたしました。資源ごみの分別収集の細分化により、少しずつではありますがリサイクル率が向上し、成果があらわれてきているということは、市民の皆さんのご理解とご協力の賜物であると感じています。ただ、ごみ処理費用の総額では依然10億円を超える多大な金額がかかっており、近年においても大幅な増減は見られず、横ばい状態となっているようです。ごみ処理費用の削減に向けては、経費の徹底的な見直しを初め、分別の徹底によるごみの資源化、減量化が必須であり、そのためには市民の皆さんのさらなるご理解とご協力なくしてはなし得ません。

小金井市では「ごみ非常事態宣言」と銘打って、市民の理解を得るため、ごみの分別の手引きとして区分や出し方を数百種類にわたって細かく提示したり、家庭ですぐできそうな実践的なごみ減量アイデアを募集するなど市民の啓発に努め、さらには職員一人ひとりが積極的にごみの発生、抑制、再使用及び再利用に取り組む「市施設ごみゼロ化行動基本計画」を策定し実践するなど、さまざまな取り組みにより、大幅なリサイクル率の向上をなし遂げています。

また、平成23年度まで7年連続で、市部門でごみリサイクル日本一となった鹿児島県志布志市では、平成11年から本格的にごみの分別収集をスタートし、平成16年からは生ごみの分別収集、たい肥化を、平施23年度からは小型家電を加えるなど27品目を分別し、ごみの資源化に努め、平成23年度のごみのリサイクル率は何と76.3%で、本市の11.9%と比較するとその差は歴然であります。ぜひ先進地の事例を参考にしながら、地球環境を守るためにもリサイクル率の向上とごみ処理費用の削減に努めていっていただきたいと要望いたします。

次に、2の委託料の支払い方法については、現況理解いたしました。その上で、現状の現金払いの後、翌月に15%のごみ処理手数料を振り込んでいるという方法であります。配達日当日の現金払いの際に、手数料を前もって差し引いた金額を支払っていただければ、翌月に指定の金融機関口座へ手数料を振り込むといった余計な事務の手続がなくなり、事務の効率化も図られると思われませんが、何か不都合といたしますか、そういうふうにはできない理由があるのでしょうか。お伺いをいたします。

○後藤守議長 答弁を求めます。市民生活部長。

○荻津一成市民生活部長 現在のごみ処理手数料は、ごみ処理等手数料条例施行規則の規定に基づきまして、ごみ袋等の取扱所の委託業務を各店舗と締結して、規則及び契約に沿った支払い方法をとっております。しかし、議員ご指摘のように、事務のスリム化、さらには事務の効率化という面から見直す必要もあるのではないかと考えております。そういうことですので、他町村などの事例を参考にしながら、今後研究、検討していきたいと考えております。

○後藤守議長 藤田議員。

○2番（藤田謙二議員） これは行政サイドだけではなくて，取扱所にとっても事務の効率化につながるものでありますので，ぜひ経費及び事務のスリム化の一環として見直しを検討していただけますよう要望をいたしまして，私の一般質問を終わります。